

議案第 77 号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会事務局

1 改正趣旨

公職選挙法施行令の一部改正により、国の選挙における選挙運動の公費負担の
限度額が改定された。これに伴い、市議会議員及び市長選挙における選挙運動に
係る公費負担の限度額を、国の選挙に準じて引き上げるもの。

2 改正内容

○選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額

区分	改正後	改正前
1 枚当たり	8 円 3 8 銭	7 円 7 3 銭

○選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額

区分	改正後	改正前
作成単価（1 枚当たり）	5 8 6 円 8 8 銭	4 0 5 円 9 9 銭
企画費	3 1 6 , 2 5 0 円	2 3 7 , 1 8 8 円

単価の限度額（ポスター 1 枚当たり）の算定に用いる計算式

（作成単価 × ポスター掲示場の数 + 企画費） ÷ ポスター掲示場の数

改正後 $(586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 175 \text{ か所} ※ + 316,250 \text{ 円}) \div 175 \text{ か所} ※ = 2,395 \text{ 円}$

改正前 $(405 \text{ 円 } 99 \text{ 銭} \times 175 \text{ か所} ※ + 237,188 \text{ 円}) \div 175 \text{ か所} ※ = 1,762 \text{ 円}$

※ポスター掲示場数は令和 7 年 9 月 1 日現在

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

4 経過措置

改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適
用する。

担当

選挙管理委員会事務局

電話 4 6 3 - 2 4 4 4